

日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）提言に対する
日本政府よりのレポート

平成18年3月

注：本レポートの記載内容は、平成18年2月3日時点での状況を踏まえ、作成されている。

<目次>

第1ワーキング・パーティ（貿易・投資）

1. 外国直接投資の促進に関する枠組み協定をフォローアップするための具体的かつ集中的な取り組み
2. 投資の成果に対する保障
3. 迅速な事業展開の支援（人的資源移動の円滑化、迅速化）
4. 企業の安定した法的地位の確立および、事業再編の支援（法制・税制上の観点）
5. 規制改革の推進
6. 在日外国企業の合法的存在の確保
7. 断固たる改革による経済成長の促進
8. 海外投資を支える法制・税制の現代化
9. 買収防衛措置の慎重な導入
10. 地域レベルでの事業活動の支持
 11. 日本郵政民営化
 12. 規制改革による事業展開の促進
 13. 規制改革における透明性と一貫性の確保
 14. 日本の食品添加物リストの改革
 15. 新規医薬品申請における試験データの保護
 16. 電気通信分野における市場原理の強化
 17. 民間航空機の開発・生産・調達における EU・日本間協力の推進
 18. 外国税額控除制度の改正
 19. CFC 税制（タックス・ヘイブン税制）の改正

第2ワーキング・パーティ（会計・税制）

20. 会計
 21. 税制

第3ワーキング・パーティ（情報通信技術（ICT））

22. ブロードバンド利活用の促進
23. シームレスなユビキタスネットワーク環境の実現
24. 安心安全な ICT インフラの確保
25. デジタルディバイドの解消
26. 相互運用可能なユビキタスプラットフォーム
27. ネットワーク社会における知的財産面での環境整備
28. 市場アクセスに対する障壁
29. 個人の豊かさを実現する多様なワークスタイル

第4ワーキング・パーティ（WTO）

30. WTOに関する共同宣言

第5ワーキング・パーティ（生命科学/バイオテクノロジー（LS&BT））

31. 全体的な提言

32. 健康LS&BT

33. 工業/環境LS&BT（IEB）

34. 植物LS&BT

第6ワーキング・パーティ（持続可能な発展）

35. 京都メカニズムの効果的利用

36. ポスト京都の枠組み

37. インパクト・アセスメント

38. 省エネルギー製品・サービスの開発と全世界への普及

39. 国民の啓発と当局による主導

40. エネルギー源の多様化

（別紙）税制関連提案について

第1ワーキング・パーティ（貿易・投資）

1. 外国直接投資の促進に関する枠組み協定をフォローアップするための具体的かつ集中的な取り組み

BDRT提言

- (1) EU および日本の政府首脳は、EU-日本間の投資促進に実質的影響力のある具体策により、投資枠組み（「日・EU 双方向投資促進のための協力の枠組み」）をフォローアップし拡大すべきである。
- (2) その具体策の中で、次の4つの優先課題、すなわち「投資の成果に対する保障」「迅速な事業展開の支援」「事業再編の支援」「規制改革の推進」を重点課題とすべきである。
- (3) その進捗状況の評価の結果は、BDRT および、一般市民にも速やかに報告されるべきである。

現在までの対応状況

2004年6月の日・EU 定期首脳協議の際に発出された「日・EU 双方向投資促進のための協力の枠組み」に関連する具体的案件については、日・EU 規制改革対話及び日・EU 行動計画運営グループ会合等の場において検討がなされている。2005年5月の日・EU 定期首脳協議共同プレス・ステートメントにおいて日・EU 首脳は、「*昨年*の首脳協議以来、双方向の直接投資拡大のための投資枠組みの実施において両者に実質的進展があったことを心より歓迎」した。また、同ステートメント別添の「日・EU 行動計画の実施状況」において、「*双方向*直接投資拡大のための投資枠組みの下、EU 側における商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書加盟及び欧州委員会によるデータ保護に関する代替的標準契約条項の採択、日本側における医療機器やホルムアルデヒド等の分野での基準・認証制度における協力及び多数の対日投資促進セミナー及びシンポジウムのEUでの開催」が確認された。さらに、投資枠組みに基づき、日本貿易振興機構（JETRO）と日・EU 産業協力センターを通じた交流を促進することが次回の定期首脳協議までの重点事項とされ、「第3回世界投資会議」（欧州委員会・対仏投資庁等主催、日本は特別ゲスト国、2005年6月、仏ラポール）、「対日投資シンポジウム」（JETRO・経済産業省・独連邦経済労働省主催、2005年7月、ベルリン）、「日・EU 投資促進専門家交流プログラム」（日欧産業協力センター主催、2005年9月、ブリュッセル）等が実施されている。また、投資交流を促進する観点から、租税条約や社会保障協定の締結と見直しに向けた交渉を行っている。

なお、上記規制改革対話の結果及び日・EU 定期首脳協議共同プレス・ステートメントは速やかに公表されてきている。

今後の見通し

日本とEUは、上記「日・EU 投資枠組み」に明記された諸措置の進捗状況を、今後の日・EU 定期首脳協議において評価することとなっており、本年の日・EU 定期首脳協議において同諸措置の進捗状況を評価する予定。

（注）BDRT 提言（2）の「4つの優先課題」については、第2～5項目の回答を参照。

2. 投資の成果に対する保障

BDRTの提言

(1) 二重課税の防止

両政府は、子会社から親会社への配当の支払い、また関係会社間のロイヤルティと金利の支払いに対して、源泉税を免除すべきである。さらに、日本政府は、こうした免除の結果生じる外国税控除限度額の縮小を回避するための措置を導入すべきである。

(2) 移転価格税制の遵守コストを低減

国際的に移転価格制度を簡素化・合理化し、移転価格税制に関する遵守コストを低減させることは、EUおよび日本の企業の国際競争力の強化につながる。両政府は、以下の目的のため、EUが設立した JTPF (Joint Transfer Pricing Forum: EU共同移転価格フォーラム) のようなジョイントフォーラムを立ち上げるべきである。

① さまざまな移転価格税制に対する遵守コストを低減するため、EUと日本間、およびEU加盟国間の解釈や必要書類を共通化・簡素化すべきである。

② EU加盟国と日本の間の二国間および多国間 APA (Advance Pricing Agreements: 事前価格確認制度) の取得については、手続きを改善し、簡単かつ費用をかけずに取得できるようにすべきである。

(3) 投資資本参加免税制度の導入

EU、その加盟国および日本国政府は、EU・日本間の直接投資を促進するため、中長期的目標として、資本参加免税制度の導入あるいは、拡大を検討すべきである。

現在までの対応状況

(1) (税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

(2) 移転価格税制の執行については、以下に記すとおり、OECD 租税委員会での議論を中心として様々な論点からの検討を行っているところであり、特に日本—EU 間での新しい共同作業部会を設置する必要はないものとする。

①について

我が国としては、納税者が異なる課税管轄の移転価格の文書化基準に合致するために一定の費用負担をしていることについては理解している。また、移転価格上の文書化に関して共通の基準を設けることにより、課税当局に対し国外関連取引に関する分析を行う上で有益な資料を提供し、移転価格上の争いを減少させることに寄与すると理解している。

本件については、EU ではないが、環太平洋税務長官会議 (PATA) の加盟国 (豪、加、米、日) との間で、移転価格の文書化に関するパッケージを策定し、3つの原則を示すとともに、調査において必要な資料の同時文書 (その対象となった取引が行われた時点で存在していた文書、あるいは各国の規定に基づく納税申告書の提出期限までに作成された文書で、その間に生じた取引に関連する情報を含んだものをいう) を具体的に掲げている。

i) 多国籍企業は、課税当局の決定したルールに従い、独立企業原則に則った移転価格の設定のために十分な努力を怠ること。

ii) 多国籍企業は独立企業原則に従った移転価格設定を行う過程で同時文書を作成し、保存すること。

iii) 多国籍企業は課税当局の求めに応じ迅速に文書を提出すること。

この移転価格に係るモデル・ドキュメンテーション・パッケージについては、納税者がこれを利用することは強制ではなく、PATA 参加国の国内ルールにより課される以上の義務を課さないこととなっている。我が国には、移転価格に関する同時文書化の法的規定はないが、移転価格調査において求める資料は、このPATA モデル・ドキュメンテーション・パッケージと概ね一致している。

また、我が国はもちろん、大半のEU 加盟国は OECD のメンバー国であり、移転価格税制に関する国際的なルールについては、従来より OECD 租税委員会を通じて行ってきたところである。よって、制度の解釈については、今後においても、「OECD 移転価格ガイドライン」等に則り、OECD の場で議論すべき問題である。

②について

我が国においても、二国間及び多国間 APA の有効性を認識しているところであり、移転価格税制の円滑な執行、移転価格課税に関連する企業の事務負担の軽減、及び企業経営の予測可能性確保のため、積極的に推進しているところである。EU 加盟国との間でも円滑に二国間及び多国間 APA に係る相互協議が進められているところであり、格別の問題は生じていない。

なお、APA は、企業が申し出る独立企業間価格の算定方法について税務当局が確認を行うものであるが、適切に確認するためには、納税者から取引の概要、関連する財務データ等、必要な情報を提出してもらうことが不可欠であり、また、ある程度の期間をかけて行わざるを得ないものである。APA 申出手続き自体はそれほど煩雑なものではなく、納税者から費用も徴収してはいない。

我が国の事前確認制度については、従来より事務運営指針を発遣・公表しており、更に 2003 年からは「APA レポート」を国税庁ホームページにて発表している(英訳あり)ことから、我が国の事前確認制度及び執行状況の参考とされたい。

(3) (税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

今後の見通し

(1) (税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

(2) ①について

今後とも、移転価格に関する国際的なルールについては、我が国及び EU 双方ともに OECD における議論の中でより一層の明確化に努めていくべきと考える。また、文書化の問題については、我が国としては、PATA におけるモデルドキュメンテーションパッケージに合意しているところであり、また、今後とも、OECD における議論に積極的に関与していくべきと考えている。

②について

上記の通り、手続き、費用について、特段の問題は生じていないが、二国間及び多国間 APA の件数は増加することが見込まれており、今後も適切かつ迅速な処理に努めたい。

(3) (税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

3. 迅速な事業展開の支援（人的資源移動の円滑化、迅速化）

BDRTの提言

（1）人的資源移動の円滑化、迅速化

①社会保障保険料

（a）両政府は、社会保障条約を速やかに締結し、本国と滞在国の社会保障制度に対して企業内転勤者による保険料二重払いが生じることを避けるための政策を導入すべきである。さらに、両政府は、全加盟国と日本との間で二国間条約を締結するには、長期間要すると考えられるため、暫定措置を導入すべきである。例えば、滞在国による片側免除か、もしくは海外駐在者が本国へ帰国する際、滞在国が社会保障保険料を払い戻す形が考えられる。

（b）調査業務における外部シンクタンクの活用

社会保障条約に関する交渉の円滑化に向けて基礎調査を実施し、5年以内に政府による合意が成立するような条約文書を準備するため、外部シンクタンクを活用すべきです。

②労働滞在許可

両政府は、EUと日本との間の企業内転勤者のための労働滞在許可（または自営業主の在留許可）の取得手続きを簡素化・迅速化すべきである。手続きは、赴任国入国後に労働滞在許可や自営業者のための滞在許可を申請する場合も対象とすべきである。さらに、配偶者は、到着時に、労働滞在許可や自営業者のための滞在許可等、当該許可保持者と同じ権利が付与されるべきである。

（2）情報保護：国際データ移転

日本の個人情報保護法は、EUの個人情報保護法がEU加盟国から日本へ個人情報の移転を許可するにあたって要求している保護基準を満たすよう、修正されるべきである。

現在までの対応状況

（1）①社会保障保険料

（a）我が国は、EU諸国との間では、ドイツ及び英国との間で社会保障協定を締結・発効済みであり、フランス及びベルギーとの間で平成17年2月に社会保障協定に署名し、同年7月に国会の承認を得た。フランス及びベルギーとの協定は平成18年度中の発効を目指し両国で所要の手続きを進めている状況である。

（b）また、オランダとの間で現在、社会保障協定の締結交渉を行っている。

②労働滞在許可

（a）企業内転勤者のための在留資格の決定に係る手続きについて

政府は簡素化・迅速化のための各種措置を講じている。（措置の内容については、前回のプログレスレポートを参照）

（b）企業内転勤者の配偶者に就労活動を認めることについて

我が国は、専門的、技術的分野の外国人労働者については積極的に受け入れる政策を一貫して採っている。我が国の出入国管理制度は、我が国において行うことができる専門的、技術的分野の就労活動をあらかじめ類型化して在留資格として定めており、企業内転勤者を含む外国人労働者については、こうした就労活動を認めるいずれかの在留資格をもって入国が認められる。他方、入国目的が就労活動以外の活動である

場合には、それぞれの活動に応じた在留資格をもって入国しなければならず、原則として就労活動は認められない。

したがって、企業内転勤者の配偶者本人の主たる入国目的が、企業内転勤者の扶養を受ける配偶者として行う日常的な活動である場合、我が国が受入れを認める外国人労働者ではないことから、企業内転勤者と同等の就労活動を認める在留資格を決定することはできず、入国時に就労活動を認めることはできないが、これについては、我が国の出入国管理制度の基本的枠組みによるものであり、ご理解頂きたい。

なお、企業内転勤者の配偶者であっても、①主たる入国目的が、企業内転勤者と同様に我が国が認める専門的・技術的分野の外国人労働者としての就労活動である場合には、企業内転勤者と同様に、これを認めるいずれかの在留資格をもって入国することができること、②入国時には就労活動を目的としていなかったが、在留中に我が国が認める専門的、技術的分野の就労活動を行うことを希望する場合には、就労活動を認める在留資格への変更の許可を受けてこれを行うことができること、③在留中に、本来の「扶養を受ける配偶者として行う日常的な活動」が阻害されない範囲内で短時間労働（パートタイム）を行うことを希望する場合には、資格外活動許可を受けてこれを行うことができることは、前回報告したとおりである。

また、我が国が受入れを認める企業内転勤者を含む外国人労働者の扶養を受ける配偶者については、風俗営業等を除くなど稼働先等に一定の制限があるが、週28時間以内の資格外活動を行うことができる包括的許可を受けられるようになっており、手続の簡素化・迅速化が図られている。

(2) 情報保護：国際データ移転

日本においては、OECD 8原則を踏まえ、平成15年5月、個人情報保護に関する法律が成立、公布され、平成17年4月に全面施行された。

今後の見通し

(1) ①社会保障保険料

- (a) 社会保障協定締結にあたっては、相手国の社会保障制度における社会保険料負担の規模、在留邦人及び進出日系企業の状況、経済界からの要望、二国間関係及び我が国と相手国の社会保障制度の違い等を総合的に考慮する必要があり、優先度の高い国から順次社会保障協定締結交渉開始に向けた情報交換を進めていく所存である。
- (b) 暫定措置については、すでに現在、我が国の年金制度において、短期滞在の外国人が帰国した場合に、外国人本人が負担した保険料の額などを考慮した額を「外国人脱退一時金」として支給する仕組みを設けているところである。
- (c) 調査業務における外部シンクタンクの活用については、社会保障協定の締結にあたっては、相手国の社会保障制度の調査や協定草案の作成よりは、双方の制度の調整のための交渉に最も時間と労力が割かれているのが現状である。協定締結後の円滑な実施のためにも、こうした交渉は政府間で行う必要があるため、費用対効果の観点からも、現状の体制で交渉を進めていくことが適当であると考えている。

②労働滞在許可

外国人労働者の受入れの円滑化、手続の迅速化については、我が国の出入国管理制度を踏まえて、今後も適宜見直しを行う。

(2) 情報保護：国際データ移転

日本の個人情報保護に関する法律は、個人情報保護のあり方と憲法上の諸要請との調和に関する様々な国民的な議論を経て制定されたものであり、今後については、法

の施行状況等に基づき、適切な対応を行っていくものである。

4. 企業の安定した法的地位の確立および、事業再編の支援（法制・税制上の観点）

BDRTの提言

- (1) 両政府は、株式交換や資産移転を伴う EU-日本間にまたがる事業再編をより一層容易にするよう、それぞれ会社法を整備すべきである。また、日本とEUに投資している会社が安定して存続できるよう、むやみな法律改正は避けるべきである。
- (2) 企業再編の結果から生じる、株式交換や資産移転等の含み益に対する課税猶予の範囲を拡大するため、税法が改善されるべきである。

現在までの対応状況

- (1) 平成17年6月29日、吸収合併、会社分割及び株式交換の対価を柔軟化し、外国株式を対価とすることを認める内容の会社法が成立し、同年7月26日に公布された。
- (2) (税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

今後の見通し

- (1) 会社法は、平成18年5月に施行される予定であるが、合併等対価の柔軟化に関する部分については、平成19年5月に施行される予定である。
なお、会社法制の改正については、常に、法制審議会等やパブリック・コメントの実施を経る等適切な手続を経て慎重に行っている。
- (2) (税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

5. 規制改革の推進

BDRTの提言

- (1) EU 及び日本は、貿易・投資に関するオープンな規制環境の創造に向け、現行の規制改革対話を通じた協力を継続すべきである。
- (2) EU 及び日本はそれぞれ、製品・サービスに関する不合理な認可手続きを廃止するとともに、製品に関する基準・検定・届出の相互認証に向けて、引き続き努力すべきである。新基準導入時には、両政府が相互の意見を集約し、将来の貿易障壁を発生させないことも重要である。

現在までの対応状況

- (1) 1994年に始まった日・EU 規制改革対話は、2004年の日・EU 定期首脳協議において、本対話が「ビジネス環境に影響を及ぼす規制問題を取り扱うために、比類なく成功し、適合的な枠組みであること」が確認された。また、2005年の首脳協議においても、本対話が「在外自国民の生活及び労働環境改善のための現実的解決策を見出す等の具体的成果を出し続けた」と評価されている。

平成17年度においても、平成17年11月に東京で主にEU側の対日要望につき議論を行い、EU側は、パブリック・コメント制度、二国間社会保障協定締結の推進、法令の外国語訳作成の促進等の分野での規制改革の推進を高く評価した。日本側の対EU要望については、日本の会計基準と国際会計基準（IAS）の同等性評価、EUによる新化学品規制（REACH）及び特定有害物質使用制限指令（RoHS）、査証・滞在労働許可手続きの迅速化・簡素化等について、その内容を説明しEU側の前向きな対応を要請した。平成18年3月にはブリュッセルにおいて、EUの商法・商慣行等の分野横断的事項、法律サービスを初めとする業種別規制、環境規制、並びに運転免許証や滞在労働許可証等のビジネス環境の基盤的事項等、主に幅広い分野における日本側の対EU要望について、議論を行う予定である。

- (2) (イ) 本件に関しては、「規制改革・民間開放推進3か年計画（Ⅲ分野別措置事項16等参照）」に基づき、見直しを実施している。

個々の基準認証等の制度については、事業者による自主的な取り組みによって達成出来るものについては、真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうかについて抜本的な見直しを行ってきた。

また、基準の国際的整合化については、国際規格が既に存在するものについては、妥当性を検証した上で、当該国際規格との整合化を図るほか、国際規格の存在しないもの等について、我が国の規格に基づく国際規格の提案や採用の働きかけを行い、また、外国データの受入や相互承認を推進してきた。

さらに、事業者の負担軽減のため、複数の基準に係る検査が行われる場合には、類似の検査事項については重複検査を排除する等、措置を講じることとしている。

- (ロ) 2005年10月、JISC（日本工業標準調査会）は、GENELEC（電気・電子分野における欧州の地域標準化機関）との間で、双方の標準化活動に関する情報交換の促進、技術委員会への相互参加等を規定した包括的な協力関係の強化を目的とする覚書（MoU）に調印した。この覚書により欧州指令の技術基準として使われるGENELEC規格（EN規格）の情報入手及び規格を策定する技術委員会への参加が可能となり、我が国の電気・電子製品の輸出等への対応が容易になることから、

電気・電子分野における日・EU間の貿易円滑化に資するものと期待される。

- (ハ) 日 EC 相互承認協定については、通信端末機器及び無線機器分野、電気製品分野、化学品GLP 分野、医薬品GMP 分野の 4 分野において相互承認を実施している。同協定の実施のためこれまでに例えば、適用条項リスト及び化学品 GLP 分野における GLP ラボリストの提出等を行ってきた。2005 年 11 月には第 6 回合同委員会会合を開催し、協定の円滑な運営等につき EC 側と協議を行った。
- (ニ) なお、相互承認はないが、2005 年 10 月に我が国の建築基準法に基づき、スウェーデンにおいて EU では 2 箇所目（1 箇所目はドイツ）の性能評価機関を承認しており、同所においてホルムアルデヒド発散建築材料に関する性能評価が可能となっている。

今後の見通し

- (1) 日・EU は、貿易・投資に関するオープンな規制環境の創造のために、現行の日・EU 規制改革対話が有効な枠組であることを認識しており、引き続き本対話を通じて、規制改革の推進とビジネス環境の改善に努めていく方針である。
- (2) (イ) 平成 17 年 3 月に改定された「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」に基づき見直しを更に行うこととしている。
- (ロ) また、提言の「背景・説明等」に記述されているグリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）等製品を対象とした含有化学物質の情報伝達に係る各業界の自主的取組と関連して、経済産業省では「製品含有化学物質情報伝達に係る基本的指針」の策定に向け検討している。本指針は、エレクトロニクス、自動車等の組立型製品に係るサプライチェーンの現下の課題を是正し、川上・川中・川下の各業種が相互に意思疎通を図り、協力していくための共通認識を醸成することを目的としている。本指針を参考に、各企業において含有化学物質情報の伝達の仕組みの改善及び適正化が図られるとともに、各業界団体ベースでの含有化学物質情報伝達に係る取組にも本指針の趣旨が反映されることを期待している。我が国製品のサプライチェーンは EU にも広がっており、EU においても本指針が流布することを期待するものである。
- (ハ) 建築基準に関しては引き続き対話の強化等を図る予定であり、2006 年 3 月にはベルギー（ブリュッセル）において、日本と EU の建築に関する専門家による第 1 回会合が予定されている。

6. 在日外国企業の合法的存在の確保

BDRTの提言

先頃、公けに対する十分な通知もなく日本の「会社法」に盛り込まれた第821条が、在日外国企業にとって利用可能な合法的存在形態を制限しないよう、日本政府は、見直しを含むあらゆる手段を講じるべきである。合法的存在形態を管轄する法的枠組みを突然大幅に変更し、外国企業にとって不利益となる再法人化を強いることは、日本に対する投資家の信頼感を損ねる。

現在までの対応状況

擬似外国会社に関する会社法第821条と同様の規定は、現行商法第482条にも存在するところ、会社法第821条は、擬似外国会社の範囲には変更を加えないまま、その効果について、擬似外国会社であっても法人格を認める等擬似外国会社にとって有利な改正をしているものである。したがって、現行商法上、擬似外国会社に当たらず、我が国において適法に登記され、事業を行っている外国会社について、一切の不利益が生じないことは明らかであり、このことは、会社法案の国会審議においても明らかにされている。

なお、会社法第821条について、「公けに対する十分な通知もなく日本に『会社法』に盛り込まれた第821条」とあるが、会社法の制定に至る過程においては、平成16年10月に取りまとめられてパブリック・コメントに付された「会社法制の現代化に関する要綱試案」において、擬似外国会社は、日本法に従って設立し直されない以上、その法人格が否認されることになるという案がa案として掲げられており、さらに、パブリック・コメントで寄せられた意見をも踏まえて取りまとめられた「会社法制の現代化に関する要綱案」及びその「要綱」においては、擬似外国会社に関する規制として、会社法第821条の規定と同一の内容が掲げられている。会社法第821条は、その要綱に掲げられた内容をそのまま条文化したものであり、その制定までの手続は適切なものであるから、上記非難は全く当たらない。

今後の見通し

会社法第821条については、先の通常国会の参議院法務委員会における審議において、野党から当該条項を削除する旨の修正案が示されたにもかかわらず、与党等の反対多数により否決され、成立したという経緯がある。会社法第821条については、このような形で立法府の意思が示されている以上、その施行もされない段階で、政府から修正案を提出する等の動きをとることは甚だ困難である。したがって、政府としては、平成18年5月に会社法が施行される前に同法第821条を改正することは考えていない。

なお、参議院においては、会社法第821条について、会社法の施行後における外国会社に与える影響を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討することという付帯決議がされているので、政府としては、会社法の施行後において、第821条の規定が外国会社に与える影響を注視し、必要があると認められる場合には、その見直しを検討することとなる。

7. 断固たる改革による経済成長の促進

BDRTの提言

経済情勢の回復を維持するため、日本政府は構造改革を継続することが重要である。

現在までの対応状況

「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との方針の下、我が国の再生と発展に向け、金融、税制、規制、歳出にわたる広範囲な構造改革を進めてきた。この結果、主要行の不良債権問題が正常化し、我が国経済は、民間需要中心の持続的な回復軌道をたどっている。

今後の見通し

政府は、「経済財政運営と構造改革の基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）等に基づき、「小さくて効率的な政府」を実現するとともに、少子高齢化とグローバル化に向けた基盤をつくり、また、デフレからの脱却と民間需要主導の持続的な経済成長を確実なものとするため、構造改革への更なる取組を推進する。

また、人口減少・少子高齢化が本格化する前に、経済財政政策の二つの最優先課題として「財政健全化」と「成長力・競争力強化」を同時に実現する。

「財政健全化」については、民間需要主導の持続的な経済成長との両立を図りつつ、危機的状況にある我が国財政を着実に健全化していくための具体的道筋を明らかにし、それを確実に実行するため、歳出・歳入一体改革についての選択肢及び改革工程を、本年6月を目途に示し、2006年度中にその結論を得る。

また、「成長力・競争力強化」については、我が国の成長力と競争力の強化にむけた戦略的対応を「グローバル戦略」として議論を深め、本年の「基本方針2006」に盛り込んでいく。

8. 海外投資を支える法制・税制の現代化

BDRT提言

税中立ベースでの国境を越えた株式交換を可能とするように商法、および、関連する税法を改正すべきである。新「会社法」に三角合併の枠組みを速やかに導入することが最重要課題である。

現在までの対応状況

平成17年6月29日、吸収合併、会社分割及び株式交換の対価を柔軟化し、外国株式を対価とすることを認める内容の会社法が成立し、同年7月26日に公布された。

(税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

今後の見通し

会社法は、平成18年5月に施行される予定であるが、合併等対価の柔軟化に関する部分については、その1年後である平成19年5月に施行される予定である。

(税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

9. 買収防衛措置の慎重な導入

BDRT 提言

新「会社法」に示された買収防衛措置の導入は、株主の権利が適切に保護される場合に限るべきである。我々は、まず経済産業省によって、続いて法務省によって示された「指針」を支持するが、これらの指針が法的拘束力を持つものになっていないことに懸念を抱いている。

現在までの対応状況

経済産業省と法務省は、平成17年5月27日、共同で、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」を公表した。確かに、その指針自体が明らかにしているように、当該指針には法的拘束力はないが、当該指針は、買収防衛策に関する判例や学説等を踏まえ、現在考えられている典型的な買収防衛策を念頭に置いて、適法で合理的な買収防衛策の在り方を示し、買収に関する公正なルールの形成を促すことを目的としていることから、当該指針が関係者によって尊重されることにより、公正なルールの一つとなることが期待される。

今後の見通し

上記指針については、指針の運用状況をレビューしながら、不断の見直しを行うこととされているから、政府としては、今後必要に応じて改訂を重ねる予定である。また、政府としては、当該指針が関係者によって尊重され、日本の企業社会の行動規範となることを期待している。

10. 地域レベルでの事業活動の支持

BDRT 提言

PFI/PPP スキーム使用を通じ、公共サービス分野への民間参入を奨励すべきです。地方自治体は、現状を超えて投資を誘致する上で、例えば、潜在的投資家への特別な税制上、規制上のインセンティブを提供するなど、より先を見越した役割を果たすべきである。地方自治体は、インセンティブ法案や既存の規制インセンティブが、潜在的投資家にとって、よりわかりやすいものとなるように、互いに協力すべきである。

現在までの対応状況

我が国は、WTO 政府調達協定及び自主的に策定した「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」（平成6年1月18日閣議了解）により、公正、透明、内外無差別な調達を行っている。

PFI については、平成17年12月末現在、全国で225のPFI 事業について、実施方針が出され、事業が進捗中であり、今後とも積極的に推進する。

<進展しているPFI 事業（累計）>

12 年度末 15 件	13 年度末 43 件	14 年度末 90 件	15 年度末 137 件	16 年度末 188 件	17 年 12 月末 225 件
----------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	---------------------

<分野別事業数（平成17年12月末現在）>

分野	事業数
教育と文化（小中学校、大学、図書館 等）	71
生活と福祉（老人福祉施設 等）	12
健康と環境（病院、廃棄物処理施設、上水道施設 等）	41
産業（卸売市場、観光施設 等）	11
まちづくり（公園、下水道施設、港湾施設 等）	29
あんしん（警察施設、行刑施設 等）	12
庁舎と宿舎（公務員宿舎 等）	24
その他	25
合計	225

（内閣府調べ）

昨年（2005年）の日EU 定期首脳協議においてもPFI/PPP の促進が合意されたことを受け、外務省は、2005年6月、日本PFI 協会及び日本経済団体連合会 が埼玉において開催したセミナーに在京欧州委員会代表部と共に後援名義を付与すると共に、同セミナーで配布された欧州のPFI/PPP の事例集の解説書の作成に協力した。同セミナーではEU 側の出席者により本件分野の経験が披露され、わが国関係者にとって参考になった。

日本国内でのPFI事業を一層促進していくため、2005年8月、PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）の一部を改正する法律が公布、施行された。更に、内閣府では、2006年1月から3月にかけて全国8ヶ所の会場においてPFIの現状と課題等についてのセミナーを開催することを予定している。

地方公共団体の自主的な取組みを支援するため、国においては、「対日投資促進プログラム」を策定し、各団体が創意工夫を活かして誘致対象に柔軟かつ機動的な条件を提示できるよう、行政手続の見直し等を実施するとともに、その進捗状況について適宜フォローアップを行っている。

構造改革特区の取組みについては、これまでに、地方公共団体や民間事業者などからの提案を踏まえ、農業、教育、医療、福祉といった今まで困難とされてきた分野も含め、532件もの規制改革が実現している。こうして、実現した規制の特例措置を用いて、これまで累計で709件の構造改革特区が誕生している。

今後の見通し

PFIの活用につき今後とも積極的に推進し、PFI/PPPに関する知見を広げていく。

今後とも、「対日投資促進プログラム」を着実に実施するとともに、その進捗状況を定期的にフォローアップし、必要に応じ同プログラムの適切な見直しを図り、施策の実効ある実施を図る。

また、地方公共団体や外国企業を含む民間事業者等から構造改革特区の提案募集を行い、受け付けた提案については、「実現するためにはどうすればいいか」という前向きな方向で、真摯な検討を行う。

1.1. 日本郵政民営化

BDRT 提言

日本郵政公社の民営化は、日本政府が現在進めている構造改革の重要な要素であり、もし効果的に実行されれば、日本経済の再活性化に寄与する。しかしながら、民営化の枠組みは、郵政の中核三事業分野（保険、貯金、郵便）において、民間競合他社にも同じ条件で競争の場を保障するものであることが必須であると考えられる。2005年4月に一括法案の形で国会に提出された民営化計画では、事業運営部門の分離が十分に行われていない。持ち株会社と事業会社（郵便事業、郵便貯金、郵便生命保険、郵便局ネットワーク）間の株式の持ち合いは、2017年の完全民営化後グループの集中的経営を可能にし、相互助成の金融商品が市場に投入される恐れがあり、受け入れられるべきではない。

現在までの対応状況

(1) 郵政民営化関連法案は、第162回通常国会に提出され、参議院で否決されたものの、衆議院の解散総選挙を経て、第163回特別国会にて可決、成立し、2005年10月21日に公布された。法律の成立を受け、郵政民営化を推進するために、総理大臣を本部長とする郵政民営化推進本部が内閣に設置された。また、1月23日には、準備企画会社である日本郵政株式会社が設立され、業務等の承継に関する実施計画を策定する指示を出したところである。

(2) 郵便貯金銀行、郵便保険会社は、移行期当初（2007年10月）から、他の銀行や生命保険会社に適用されるのと同様に銀行法及び保険業法に基づき金融庁に監督される。

民営化関連法は、移行期間中、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に銀行法及び保険業法の特例規定として業務制限を課すこととしている。新金融会社の当初の業務範囲は日本郵政公社と同一のものとしている。将来の業務範囲の拡大は、内閣総理大臣（権限は金融庁長官に委任）及び総務大臣が、郵政民営化委員会（有識者からなる第三者機関）の意見を聴取し、新たな会社の経営状況とともに民間セクターとのイコールフットィングが確立されているかどうかに基づいて、業務拡大を決定するという透明・公正な手続きを経なければならない。新会社の業務範囲の拡大について主務大臣が決定を行う際は、対等な競争条件及び経営の自由度が考慮されることとなる。

(3) 郵便事業会社と民間とのイコールフットィングについては、

- ①同業他社と同様に法人税等の納税義務とともに、貨物運送法令等の適用
- ②新規事業の実施に当たっての総務大臣の認可
- ③不当な内部相互補助を牽制する観点から、郵便事業と他の事業とを区別した収支状況の公表の義務付け
- ④移行期間中について、②の認可に当たっての郵政民営化委員会の意見聴取や同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう配慮する義務で、担保されると考える。

(4) 郵政公社を4つの株式会社に分社化することとしており、一つの事業の損益状況が他の事業に影響を及ぼすことを未然に防ぐことができる。

特に金融システムの安全性の観点から、金融以外の要因によって金融システムの安定に影響が及ぶことのないよう、金融と商業を分離することが銀行法等金融法令に定める市場の一般的ルールである。このため、民営化に当たっては、他の民間金融機関

と同様にこのルールに服する必要がある、分社化するものである。

また、持株会社と各事業会社間の株式の持ち合いは、通常の民間企業や民間金融機関と同様に、独占禁止法や銀行法等の一般的規制の範囲内で行われるものであり、相互助成の金融商品が市場に投入される恐れがあるとの指摘は当たらない。

今後の見通し

今年4月には、郵政民営化委員会が発足し、郵政民営化関連法に関する政省令の策定など、来年10月の郵政民営化に向けて具体的な作業が進められていくこととなる。

1.2. 規制改革による事業展開の促進

BDRT 提言

日本政府の規制改革プログラムは、新しい「規制改革・民間開放推進会議」に、政府の「規制改革3ヶ年計画」を実施する追加的な権限を与えること、および規制改革特区イニシアティブを拡大すること、により強化すべきである。EU・日本二者間の規制改革に関する対話における規制改革提言、および欧州ビジネス協会（EBC）等、欧州の経済団体から提出された提言に特に注意を払うべきである。

現在までの対応状況

政府は、平成17年3月25日に「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」を閣議決定し、同計画に基づいて規制改革・民間開放を推進しているところである。平成16年4月に設置された内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革・民間開放推進会議」が同計画の実施状況の監視を行い、また同計画に掲げられた各改革事項の推進を図るものとされている。また、同会議は、平成17年12月21日に「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」を総理に答申し、同12月22日に、政府は同答申の具体的施策を最大限に尊重する旨、閣議決定を行った。

その過程において、日EU規制改革対話にEUから提出された規制改革に対する提案や、欧州ビジネス協会（EBC）からの提言及び年2回実施している「規制改革・民間開放集中受付月間」における要望を含む内外の様々な意見を考慮している。

今後の見通し

政府は、平成18年3月末までに「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」を再改定する予定である。今後は、再改定された同計画に基づき、規制改革・民間開放を推進していく。

また、今後とも日EU規制改革対話で提出されるEUの提案や、欧州ビジネス協会からの提言等も考慮しながら、このような改革を引き続き推進する。

1.3. 規制プロセスにおける透明性と一貫性の確保

BDRTの提言

日本の規制当局は、税制関連事項を含めて、規制の透明性と一貫性を確保するようさらに努力すべきである。新しい法律が制定された場合、遅滞なく説明のための指示が出されるべきである。

現在までの対応状況

平成13年9月より、個別の取引等に係る税務上の取扱いに関する申告期限前の照会（事前照会）に対して文書により回答を行い、その内容を公表する手続を実施してきた。

なお、この手続につき、乱用防止等の措置を整備しつつ、対象範囲を拡充するための見直しを行い、平成16年3月29日受付分から実施している。

今後の見通し

国税当局としては、引き続き課税処理の統一性・透明性及び税法の解釈適用等における納税者の予測可能性の向上のために適切に対応していきたいと考えている。

1.4. 日本の食品添加物リストの改革

BDRTの提言

2002年12月19日、厚生労働省が「薬事・食品衛生審議会」に提出した46品目の食品添加物については、残り43遅滞なく検討が行われ、日本での使用が認められるべきである。また食品衛生委員会は、検討スケジュールを公開すべきである。

現在までの対応状況

(1) 我が国においては、EUと同様、食品添加物（香料を含む。）は、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が人の健康を害するおそれがないものと定める場合を除いては、使用等が禁止されている。

また、厚生労働大臣が新たに食品添加物（香料を含む。）としての使用を認める場合には、食品安全基本法に基づき食品安全委員会の意見を聴くことが義務づけられており、食品安全委員会では厚生労働省から評価依頼を受けたものについて、順次リスク評価を行っている。

(2) 国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物46品目や香料については、EUからの指摘品目も含め、国が主導的に指定等の検討を進めている。これまでに資料が整備された食品添加物30品目及び香料15品目については、既に食品安全委員会に意見を求めたところであり、46品目の食品添加物のうち、その6割以上の品目について、指定に向けたリスク評価等の手続きが開始された。

また、この内、食品添加物4品目、香料8品目については、食品安全委員会の回答を得て、薬事・食品衛生審議会における検討も終了し、わが国で食品添加物として指定され、使用が認められた。

今後の見通し

(1) 今後ともこれらの食品添加物の指定に向けて、厚生労働省は、必要な資料の整備及び検討を行い、食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会における審議を依頼することとしている。食品安全委員会では、厚生労働省から評価依頼を受けたものについて、今後も引き続き適切にリスク評価を行っていく所存である。

(2) なお、2005年3月以降、上記のEUからの要望品目を含め、これら46品目のうちまだ食品安全委員会にリスク評価を依頼していない食品添加物については、評価の開始スケジュールを公表し、わが国はこのスケジュールに沿って取り組んでいくこととしている。

(3) 今後、できるだけ迅速に評価が進められるよう、EUにおける科学的評価の根拠文献等の情報提供を引き続き期待している。

15. 新規医薬品申請における試験データの保護

BDRTの提言

新規医薬品申請の一部として提出されたデータは、現在欧州で保護されているものと同水準の保護を受けるべきである。我々は、2004年3月11日にEU理事会によって認められた保護期間を踏まえ、日本製薬団体連合会が8年間の保護期間を求めていることを支持する。

現在までの対応状況

新規医薬品申請における試験データに関し、知的財産を保護し、新規医薬品の開発に対するインセンティブを向上させる観点からその保護を強化すること等については、平成16年4月14日付けで日本製薬団体連合会から新薬データ保護期間を8年とすることとの要望が提出されたことを踏まえ、検討を行っている。

今後の見通し

引き続き、関係業界からの意見も伺いながら、データ保護期間の設定の必要性、効果又は後発医薬品使用促進とのバランスなど、幅広い観点からさらなる検討を行った上、2005年度末までには結論を出すこととしている。

1.6. 電気通信分野における市場原理の強化

BDRTの提言

- (1) 日本は、基礎的電気通信サービス（ユニバーサル・サービス）をまかなう資金の負担義務を導入すべきではない。接続料から NTS（Non Traffic Sensitive）コストをユニバーサル・サービス用の資金に回すべきではない。
- (2) 日本は現在、モバイル市場への不介入という政策アプローチを取っており、この政策を維持すべきである。それにより、革新的な製品・サービスにおける活発な価格競争と持続可能な投資の適切なバランスの保持が可能になっている。
- (3) 日本は、追加周波数帯の割り当て基準を、特定事業者の支配力を固定し、競合他社への周波数割り当てを困難にしてその成長を阻害することによって、競合他社を不当に不利な立場に陥れることのないようにすべきである。
- (4) 規制担当者が、客観的な経済要因に基づいて、決定を行うことを義務づける法制上の措置が必要である。その決定に当たっては、「エンドユーザーにとっての長期的利益」、「効率」、「革新」、「投資」、「有効な競争による結果」等、国際的に受け入れられている判断材料を特に参考にすべきである。
- (5) ボトルネック施設に対する原稿の義務は、支配力の乱用に防ぐためのセーフガードとして十分に機能していない現状にある。以下の方法で義務の強化を図るべきである。
 - ①NTT に対し、現在支配力を有する市場区分における料金表の届出と料金表に基づく料金設定を義務づけること。
 - ②NTT に対し、異なる事業間を横断する水平的な規制会計とネットワークおよび水平的事業の小売部分の間の垂直的な規制会計の公表を義務づけること。
 - ③NTT がローカル・ループにおける支配的地位をテコとして使い、新しい事業分野に参入するのを防ぐためのファイアウォールを強化すること。

現在までの対応状況

- (1) 我が国においては、ユニバーサルサービス基金制度は2002年6月に導入されたものである（今回新たに導入されるものではない）。本制度は、制定時より省令において導入以後2年を目途に制度の見直しを行うこととされており、これを受けて情報通信審議会において見直しの検討が行われてきたが、昨年10月に答申が出され、今後、関係省令の改正等、所要の措置を講じていく予定。本答申において、ユニバーサルサービス基金による補填の対象は加入電話の加入者回線アクセス等であり、その算定においては、基本料市場における競争を考慮し、現在の相殺型の収入費用方式から、一定の水準以上の高コスト地域を補填の対象とするベンチマーク方式へ移行することが適当とされている。今回のユニバーサルサービス基金制度の見直しは、2004年に行われたNTTの接続料見直しによって移管されたNTSコストの回収を目的とするものではなく、昨今の電気通信事業分野の環境変化に対応し、ユニバーサルサービスの提供が確実に確保されることを目的とするものである。
- (2) 我が国の携帯電話は、人口普及率が70%（平成17年9月末）に達し、契約数自体は今後成熟に向かうとみられており、今後は、サービスの多様化、高度化を通じた付加価値の創造が業界の課題となるところ、できるだけ民間事業者の創意工夫を期待したい分野である。イノベーションのための投資が安定して確保されることの重要性

は共有できる認識である。

一方で、移動体通信サービスは希少な周波数という制限があるため新規参入が容易でなく、参入がかなわずにイノベーションが阻害されているという意見が民間にあるのも事実。イノベーションとインフラの安定性確保のために、ネットワークの利用機会が様々な事業者に開かれていくことが重要と考えている。したがって、既存の事業者の方々には、規制による強制の前に、自主的にネットワークやプラットフォームのオープン化を進め、サービスやアプリケーションの付加価値を高めていく工夫を政府として期待しているところである。

我が国のモバイルとブロードバンドの分野はそのビジネスとしての先進性のために、様々な新しい問題がグローバルにみて最初に現れてくる市場。したがって、市場の分析とそのデータの共有は社会合意形成のために不可欠であって、行政が政策の説明責任を果たすように、希少な周波数を利用して事業を行う事業者には自身の事業の実態に関する説明責任を果たしてもらうことが重要と考えている。そうした事業者の自主的なオープン化の取組と情報の透明性を高めることで、行政の介入を最小限にすることができると考えている。

- (3) 総務省は、パブリック・コメントの結果及び電波監理審議会の答申等を踏まえ、昨年8月に周波数の割当て方針を制定した。その後、1.7GHz帯の全国バンド及び2GHz帯につき、本方針に基づいて申請の受付を行い、審査を行った結果、昨年11月、申請があった3事業者について、いずれも認定事業者として決定したところである。本方針においては、1.7GHz帯の全国バンド及び2GHz帯については、新規参入希望者に限ることとし、1.7GHz帯の東名阪バンドについては、新規・既存事業者を問わず、周波数のひっ迫に応じ、割り当てるとされている。ただし、1.7GHz帯東名阪バンドについては、特定の事業者への周波数の集中の防止の観点から、割当て済み周波数の帯域幅が一定水準を超える場合には、より多くの利用者の収容を義務づけている。総務省は、本方針に従い周波数割当てが行われることにより、3G携帯電話サービスの競争が一層促進され、一般利用者の便益に資するとの立場である。
- (4) 電気通信分野における総務省の権限の行使に関しては、電気通信事業法等においてその要件及び手段等が明確に規定されている。また、規制の制定又は改廃に際してはパブリック・コメントの実施等によって手続の透明性及び予見性の向上並びに利用者及び事業者からの意見の反映に努めているところである。電気通信事業法第1条においては、同法の目的として「(電気通信役務の)利用者の利益を保護し、もつて(中略)国民の利便の確保を図り」と規定されており、利用者利益の促進については既に法令上の規定が置かれている。同条は「(電気通信事業の)運営を適正かつ合理的なものとする」とも規定しており、意思決定に当たっての経済的要因の考慮についても既に法令上明記されている。
- (5) 2004年4月の改正電気通信事業法施行後も、いわゆるボトルネック設備を設置する電気通信事業者は以下のような義務を負うこととなっており、市場支配力の濫用の可能性に関して十分な監視を行うことが可能である。
- ① ボトルネック設備管理部門と利用部門を会計上分離し、その結果を公表すること
 - ② 接続約款を作成し、認可を受けること
 - ③ 料金の適正な算定のため、総務大臣が定める手続に従って役務毎に会計を整理し、公表すること
 - ④ 他事業者による代替的なサービスが十分に提供されないこと等を勘案して定めるサービスについては、契約約款を届け出ること

- ⑤特定の電気通信事業者に対して不当に優先的又は不利な取扱いをしないこと
なお、仮に電気通信事業者が不当な料金・提供条件を設定した場合であっても、意見申出等を端緒とする業務改善命令により、是正を求めることが可能である。

今後の見通し

- (1) 政府としては、上記の2005年10月の情報通信審議会答申を尊重し、関係省令の改正等、所要の措置を講じていく予定である。
- (2) 引き続き、民間事業者における自主的なネットワークやプラットフォームのオープン化及び情報の透明性の確保への取組を期待したい。
- (3) 「現在までの対応状況」のとおり、今後、周波数の割当て方針に従い割当てが行われることにより、3G携帯電話サービスの競争が一層促進され、一般利用者の便益に資するものと考えている。
- (4)、(5) 「現在までの対応状況」のとおり、既に必要な制度整備が行われており、これらにより支配的事業者による支配力の濫用防止等適切に対応していく。

また、昨年10月より「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」を開催し、現行規制の見直しの是非を含め、新たな競争ルールの在り方について検討を進めているところである。

1.7. 民間航空機の開発・生産・調達における EU・日本間協力の推進

BDRTの提言

民間航空機の調達における競争は、航空会社と乗客の双方に恩恵をもたらし、日本への外国人観光客数を5年以内に倍増させると言う日本政府の計画が促進される。日本政府は、公式の政府利用大型航空機を複数の納入業者から購入するよう、検討すべきである。そうすることにより、日本政府は、民間セクターに対し、複数の航空機製造会社から調達することの利点についての積極的な例を示すことができる。

現在までの対応状況

「公式の政府利用大型航空機」が、いわゆる「政府専用機」を指すとすれば、現在我が国が保有する政府専用機（B-747-400型機）は、航続性能、輸送能力、支援体制等、多角的に検討を行った結果、1987年に購入し、1991年に受領したものである。

なお、現在日本政府が保有している、外国の賓客等の輸送に使用するための要人輸送ヘリコプターについては、欧州の企業から購入している。

今後の見通し

日本政府としては、特定の国又は地域から政府専用機を購入するとの原則は有していない。他方、日本政府としては、現在新たに「公式の政府利用大型航空機」を購入する予定はなく、厳しい財政事情等にも鑑み、現有の政府専用機を最大限有効に活用していきたいと考えている。

18. 外国税額控除制度の改正

BDRTの提言

外国税額控除について、層数に対する制限を大幅に緩和するとともに、対象子会社の親会社による持分下限を現行の25%から10%ないしは5%程度まで引き下げを求める。

現在までの対応状況

(税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

今後の見通し

(税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

19. CFC 税制（タックス・ヘイブン税制）の改正

BDRTの提言

日本の CFC 税制（いわゆるタックス・ヘイブン税制）に関し、次の点の実現を求める。

- （1）再投資資金に対する適用緩和
- （2）CFC 税制の適用対象となるか否かに関する予見可能性を高めるための制度改善
- （3）適用除外要件の見直し

現在までの対応状況

（税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。）

今後の見通し

（税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。）

第2 ワーキング・パーティ（会計・税制）

20. 会計

BDRT 提言

- (1) 日本とEUの当局が、IAS/IFRSの適用・導入を着実に進めることを要望する。
- (2) 日本とEUの当局が、IASBのルール設定・変更のプロセスに注視し、特に業績報告プロジェクトにおいて、IASBに伝える意見の中で日欧の企業・投資家の利害に配慮することを要望する。
- (3) 内部統制に関する報告制度の導入を検討するにあたり、我々は、両政府に対し、コーポレートガバナンス、財務諸表の監査、当局による企業・会計士の監督など、財務諸表の信頼性向上のための仕組みと関連して、内部統制の役割を十分議論することを要望する。
- (4) 会計・監査・開示の国際基準の収斂は目標であることを認識し、日本EUの当局は、将来の収斂につながる当面の目標として、基準の相互承認を適用することを要望する。

現在までの対応状況

- (1) 我が国市場における外国企業の使用する外国会計基準のクロス・ボーダーでの受け入れについては、欧州企業を中心に適切な追加開示をした上で国際会計基準（IAS）による財務諸表の利用を認めてきている。
- (2) 我が国関係者も国際会計基準審議会（IASB）のルール設定・変更のプロセスに大きな関心を有しており、国際会計基準委員会（IASC）財団の定款見直し等の議論の中でも、バランスのとれたメンバー構成及び適正なデュープロセスに対して、積極的に意見発信を行ってきたところである。また、業績報告プロジェクトを含む個々の会計基準に関して、我が国からは、企業会計基準委員会（ASBJ）を中心にIASBに対して意見を発信しているところであるが、当局からも必要に応じて意見発信をしてきている。
- (3) 平成17年12月8日に企業会計審議会において、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価及び公認会計士による監査基準についての報告書「財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準のあり方」が取りまとめられた。本報告書の作成にあたっては、財務報告に係る内部統制について、経営者による評価及び監査人の監査を求めることが過度の負担になるのではないかという議論を踏まえ、先行して制度が導入された米国の運用状況等を検証し、コストが過大とならないような方策が盛り込まれている

（注）コスト負担が過大とならないための方策

- ① トップダウン型のリスク・アプローチ、② 内部統制の不備の区分、③ ダイレクト・レポーティングの不採用、④ 内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施、⑤ 内部統制監査報告書と財務諸表報告書の一体的作成、⑥ 監査人と監査役・内部監査人との連携
- (4) 現在、日本の会計基準は、各々のEU諸国で受入れられ、EU諸国の会計基準についても日本市場で受入れられているという状況である。しかし、EUが、今般のEUの目論見書令及び透明性指令の実施に伴い、日本の会計基準をEU市場から排除しようという姿勢は非

常に遺憾であると考えている。今後、EU側が、これまでの受入れのルールを変えることなく、引き続き日本基準を受け入れていくことが望まれる。

今後の見通し

当局は、引き続きASBJにおけるコンバージェンスへの積極的な取組みを支援していきたいと考えている。また、EUの同等性評価に対しては、これまで同様に日本の会計基準が受け入れられることを期待している。

さらにIASBが適切なデュープロセスに従うことは重要であり、当局としても今後とも注視していきたいと考えている。また、業績プロジェクトを含む個々の会計基準に対しても、我が国からは、ASBJを中心にIASBに対して意見を発信していくこととなるが、当局からも必要に応じて意見発信をしていきたい。

財務報告に係る内部統制に関する経営者による評価と公認会計士による監査の枠組みについては、その制度化を図ることについて検討され、今般、通常国会に「証券取引法等の一部を改正する法律案」として提出する予定である。

21. 税制

BDRT 提言

- (1) 日本政府が、子会社繰越欠損金の持込の容認、導入・加入時における子会社の時価評価の免除、連結グループ内寄附金の損金算入などの早急な連結納税制度の改善を行うことを要望する。
- (2) 日・EU 間の相互投資を促進するために、日本政府が一定の源泉税を低減ないしは廃止するよう要望する。

現在までの対応状況

(税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

今後の見通し

(税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

第3ワーキング・パーティ（情報通信技術（ICT））

2.2. ブロードバンド利活用の促進

BDRT 提言

両政府は、エンターテインメントサービスを大きな市場に育てるべきであり、また、大規模な電子公共サービスには、プライオリティを上げて取り組むべきである。

現在までの対応状況

我が国のブロードバンドは、事業者による競争が進展した結果、料金の安さ及び通信速度の速さの点で世界最高水準となっている。今後はその利活用が課題であり、エンターテインメント分野はその有力なコンテンツとなっている。

コンテンツ利用については、我が国は携帯電話におけるインターネット利用について世界で最も進んでおり、「着信メロディ」、「ゲーム」等のコンテンツをダウンロードして利用することが一般化している。また、家庭へのブロードバンドの普及により、IPテレビ・VOD（ビデオ・オン・デマンド）サービスを提供する事業者が増加している。さらに、2006年4月から携帯端末向けの地上デジタルテレビジョン放送サービスの開始が予定されている。

また、電子課金について、民間主導により電子決済機能を備えた携帯端末などの新たな電子課金システムの展開が始まったところであり、ICT産業を軸としたプラットフォーム機能について検討したところである。

また、これまでの我が国における電子政府の推進については、2001年1月に策定された「e-Japan戦略」に基づき、行政手続のオンライン化のための制度やシステムの基盤整備が進めてられてきた。手続きのオンライン化のための取組としては、政府認証基盤（GPKI）の整備や、国の行政機関が扱う手続の96%のオンライン化を行う（2005年3月末現在）等、積極的な取組を実施している。また、2001年4月より電子政府の総合窓口“e-Gov”の運用を開始し、全法令の検索機能、各府省のインターネットホームページの全文検索機能、各府省パブリックコメントに関する情報を一元的に提供している。電子自治体の推進においても、これまで、住民や企業による申請・届出等行政手続をオンライン化するための汎用受付システムなどの基盤整備を推進してきた。汎用受付システムを導入している地方公共団体は、2005年4月1日現在で、都道府県においては37団体、市町村においては493団体となっている。

今後の見通し

今後とも、さらに高速なブロードバンドが一層普及することにより、音楽、ゲーム、動画等の配信サービスの利用が拡大し、また、VODサービスの普及が進むものと予想される。

本年1月に策定された「IT新改革戦略」のなかで、世界一便利で効率的な電子行政を目指すとされており、電子政府の分野においては、申請件数の多い登記、国税、社会保険等のオンライン利用促進対象手続について、各手続の利用目標、添付書類の電子化、省略・廃止、手数料の見直し等を含む利用促進行動計画を2005年度に策定・公表し、2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成することとされている。

また電子自治体の分野においても、汎用受付システムなどの一層の基盤整備を推進し、住民サービスの向上に努めていく。

2.3. シームレスなユビキタスネットワーク環境の実現

BDRT 提言

両政府は、2007 年に開催される次回の世界無線通信会議の準備において、出来る限り幅広く協調すべきである。

現在までの対応状況

2003 年世界無線通信会議（WRC-03：2003 年 6 月～7 月）の結果、2007 年世界無線通信会議（WRC-07）の議題が設定され、この議題の準備を行う国際電気通信連合（ITU）の無線通信部門（ITU-R）の検討体制について、世界無線通信会議準備会合（CPM06-1：2003 年 7 月）で決定されている。

ITU-R における準備作業に対しては、我が国としても情報通信審議会 ITU-R 部会 の下の委員会等における決定に基づき貢献しているところ。また、WRC-07 に向けた日本暫定見解については地域会合等に表明し、地域の協調を目指し対応している。こうした地域会合の機会を捉え、双方の専門家を互いに派遣し、第 4 世代移動通信システム、航空用無線、HEO 衛星等について意見・情報交換を行っている。なお、日本暫定見解については、従前にパブリック・コメントを募集し、民間からの意見も広く取り入れているところである。

今後の見通し

WRC-07 への準備は、周波数政策ひいては、電波の利用者に直接に関係するものであり、ITU-R 及び地域会合等での検討には、無線通信システムの高度化等を考慮し、引き続き周波数の有効利用、利用者の利益の確保等を視野に入れ対応していく。

地域会合、ITU-R 会合等においては、WRC-07 の準備に関し引き続き専門家による意見交換等を行っていく。

24. 安全安心な ICT インフラの確保

BDRT 提言

両政府は安全安心な ICT インフラの確保に向けて、高信頼でセキュアなシステム・製品の開発を推進するとともに、アベイラビリティ確保についての日 EU の情報交換やルールのすり合わせ、加えてテロや災害時の教訓を活かしていく仕組み作りなど、ICT インフラの品質に関する認識を高めるために継続的な対話を行うべきである。

現在までの対応状況

「IT 新改革戦略」において、災害時等においても情報伝達が可能となるよう情報通信基盤を高度化・堅牢化することとしており、世界に誇れる安全で安心な社会の実現に向けて取り組んでいる。また、情報セキュリティ問題全般に関する中長期計画として「第 1 次情報セキュリティ基本計画」（2006 年 2 月 2 日）が策定され、国民生活・社会経済活動の基盤となる重要インフラにおける IT 障害に対する対策を分野横断的に取組む等、今後の取組を強化することとしている。

今後想定されるネットワークの IP 化の進展に対応するため、総務省において「次世代 IP インフラ研究会」を開催し、品質・機能確保、安全性・信頼性の確保等の課題とその実現方策等について、2005 年 8 月に報告書がとりまとめられたところである。これを受けて、広域化・組織化したサイバー攻撃等からインターネットを守るため、「サイバー攻撃対応演習」を推進し、電気通信事業者、行政等の連携体制の強化に向けて取り組んでいる。

インターネット上の違法・有害な情報に対しては、有識者、電気通信事業者団体等から構成される研究会を 2005 年夏から開催し、プロバイダ等による情報の削除等の自主的対策を効果的に支援する方策等について検討を進めるとともに、フィルタリングの導入促進等に取り組んでいる。

スパムに対しては、政府による法執行、民間事業者による自主的対策の促進、利用者支援、国際連携の推進等の総合的な迷惑メール対策に取り組んでいる。特に、2005 年には、送信者情報を偽って広告メールを送信した者に対する刑事罰の導入等を内容とする「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年 11 月に施行されたところ。

電気通信事業分野における個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、電気通信事業者への厳正な指導等を行っている。

日本と EU は、2004 年 6 月の第 13 回日・EU 定期首脳協議において、「情報通信技術に関する協力についての共同ステートメント」を発表し、その中で情報システム及びネットワークの安全性とインターネット利用者の安全を確保するための展望及び政策的考慮を共有することとしており、これを踏まえ、日・EU 間及び多国間協議の場を通じた協力を実施しているところである。

今後の見通し

「IT 新改革戦略」により、引き続き ICT インフラの信頼性向上に取り組むとともに、

「次世代IPインフラ研究会」の報告等を踏まえ、IP化が進展する中でネットワークの安全・信頼性を確保するため、技術面のルール見直し等に取り組んでいく。また、「第1次セキュリティ基本計画」に基づき毎年度毎に策定される推進計画（「年度計画」）にそって重要分野毎の対策規範となる「安全基準等」を策定し情報セキュリティ対策を推進することとしている。

インターネット上の違法・有害情報対策については、上記研究会において引き続き検討を続け、2006年7月までに最終的な取りまとめを行う予定である。スパムについては、改正法の厳正な執行をはじめ、引き続き総合的・多面的な対策に積極的に取り組み、また、個人情報保護については、引き続き電気通信事業者への厳正な指導等を行っていく。

今後とも、「情報通信技術に関する協力についての共同ステートメント」を踏まえ、安全なネットワーク環境の確立のため、日・EU間において適切な協力を進めていく。

25. デジタルディバイドの解消

BDRT 提言

両政府は、特に学校での ICT 教育の促進によって ICT リテラシーを向上するためのあらゆる手段を採用すべきである。我々は、将来、シニアチブを策定する際に、互いに得られた経験を活かすため、日 EU 間におけるシニアチブの成功例にかかる情報共有を実施することを推奨する。

現在までの対応状況

我が国政府では、ユビキタスネット社会の実現の観点から、教育の情報化の推進は極めて重要であると認識し、「学校の高速度インターネット利用環境の整備」「インターネット上の違法・有害情報対策」「教育分野における新たな情報通信メディアの活用」に取り組んでいる。

また、障害者・高齢者を含め誰もが ICT の恩恵を享受できる社会を実現するため、インターネット・電気通信機器等のアクセシビリティ向上、字幕放送等の普及促進、高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送技術の研究開発への支援等を実施している。

今後の見通し

近年のインターネット、携帯電話等の ICT メディアに関係した子どもの事件が頻発していることから、これらの状況をふまえ、今後の ICT メディアの健全な利用の促進と発展を図るため、総合的な子どもの ICT メディアリテラシーの育成等に取り組む予定。

26. 相互運用可能なユビキタスプラットフォーム

BDRT 提言

両政府はソフトウェアやシステムの相互運用について、国の研究開発計画の中で扱うべきである。

現在までの対応状況

ネットワークのIP化の進展に伴い、多様なネットワーク、サービス、機器等がシームレスに相互接続できる環境の実現が一層期待されており、相互運用性の促進が極めて重要である。このような状況を踏まえ、産・学・官の連携のもと、次世代IPネットワークの相互接続試験・実証実験に総合的に取り組むとともに、研究開発・標準化等を戦略的に推進することを目的として、「次世代IPネットワーク推進フォーラム」が平成17年12月16日に設立されたところである。

今後の見通し

今後、同フォーラムの活動を通じて、産・学・官の連携のもと、所要の相互接続試験、実証実験、研究開発、標準化等が戦略的に推進されることを期待している。

27. ネットワーク社会における知的財産面での環境整備

BDRT 提言

政府は、DRM のような保護対策の活用の促進等、知的財産権を保護するための最善の方法についての政府対話を更に実施していくべきである。

現在までの対応状況

知的財産推進計画に基づき、インターネット時代に対応した知的財産保護制度を整備するとともに、我が国のコンテンツビジネス振興のための様々な施策に取り組んできたところである。

今後の見通し

知的財産戦略本部のコンテンツ専門調査会において、デジタルコンテンツの振興戦略が検討され、2月末にとりまとめられる予定。この中で、放送と通信の一体化の中で、デジタルコンテンツの供給を拡大するための方策やバランスのとれたプロテクションシステムの採用促進に向けた方策など、我が国を世界トップクラスのデジタルコンテンツ大国にするための様々な施策が提言されている。今後、これらの提言も踏まえた知的財産推進計画2006が策定され、その計画に基づき、我が国のコンテンツビジネスの振興など知的財産政策の推進が図られる予定になっている。

28. 市場アクセスに対する障壁

BDRT 提言

日本政府は、市場アクセスに対する障壁を除去すべく活動を継続すべきである。

現在までの対応状況

端末機器のみならず無線設備についても、技術基準適合自己確認制度が導入されているところ、当該制度の対象となる特定無線設備は、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとすべきとされている。

制度導入の当初においては、無線設備の運用実績等を踏まえ、この考え方を満たす携帯電話端末、PHS 端末、コードレス電話及びデジタルコードレス電話を対象としたものである。

対象範囲の拡大については、無線 LAN 等の無線設備の法令遵守の状況等に鑑み、今後の改善状況を注視する必要があることから、慎重に検討していくこととしている。

なお、自己確認制度を導入している諸外国においても、一般消費者の利益保護の観点から、対象設備の選定は慎重に行われているものと認識。たとえば、米国においては、無線設備は原則として第三者機関による確実な認証を基本としており、自己確認制度の対象となる無線設備は数種類に限定されている。

今後の見通し

「現在までの対応状況」のとおり、対象範囲の拡大については、無線 LAN 等の無線設備の法令遵守の状況等に鑑み、今後の改善状況を注視する必要があることから、慎重に検討していくこととしている。

29. 個人の豊かさを実現する多様なワークスタイル

BDRT提言

両政府は、産学官の多分野にわたる専門家の参加により、社会的実験と評価を行い、ワークスタイルのコンセプトを推奨するための先導的役割を果たすべきである。

現在までの対応状況

我が国では、e-Japan戦略Ⅱ（平成15年7月、IT戦略本部）及びIT新改革戦略（平成18年1月、IT戦略本部）において、「2010年までにテレワーカーを就業者人口の2割とする」目標を掲げ、政府としてテレワークの普及を図っている。

また、2005年11月、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」を設立し、テレワークの円滑な導入、効率的な運用のための調査研究や普及活動等に取り組んでいる。

今後の見通し

今後は、「2010年までにテレワーカーが就業者人口の2割」となる社会の実現を目指し、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」等と連携し、普及促進を図るとともに、国家公務員のテレワーク本格導入に向けた検討を行う。

第4 ワーキング・パーティ (WTO)

30. WTOに関する共同宣言

BDRT 提言

- (1) BDRTは、多角的貿易体制及びドーハ開発アジェンダ (DDA) への強固な支持をあらためて表明する。これらは世界の経済成長を高め、途上国経済の世界経済への統合を促進するために極めて重要である。
- (2) BDRTは、2004年7月ジュネーブで開催されたWTO一般理事会でDDAの交渉再開が決定してから現在にいたるドーハラウンド交渉の進展を歓迎する。さらに、BDRTは、EUと日本がいわゆる“シンガポールイシュー”に関して柔軟性を示すなど、交渉進展に大きな役割を果たしてきたことを評価する。
- (3) しかし、BDRTは今後の展望について若干懸念しており、EUと日本が密接に連携し、他のWTO加盟国とともに、ラウンド交渉の早期妥結に向けて、2005年12月に香港で開催されるWTO閣僚会合でバランスのとれた意義ある成果を確保するよう求める。BDRTは、本年7月に開催予定のWTO一般理事会において香港合意に向けてのたたき台がまとまり、すべての分野で今後の方向性が明示されることを期待する。
- (4) 工業製品に関して、真のかつ実質的な市場開放を達成するという点で意欲的である必要性をBDRTは強調したい。これを受けてBDRTは、加盟国でのタリフピークやハイタリフを軽減するというスイス・フォーミュラを支持する。加えてBDRTは、加盟国が関心を持つ分野での関税の軽減または撤廃を行い、自由貿易をさらに促進することとなる分野別交渉を歓迎する。BDRTは、途上国に対して特別かつ異なる待遇を行うことがモダリティには不可欠であると考え、それと同時に過剰な柔軟性を行使することで実質的な市場開放の達成という目標が損なわれることを懸念している。
- (5) サービスについては、BDRTはその現状に関して特に懸念している。サービスはDDAの重要な柱の一つであるが、これまでのところ同分野の交渉は進んでおらず、他の交渉分野よりも遅れている。サービス分野の交渉においても他の交渉分野と同様に大いなる進展を目指すべきである。すべてのWTO加盟国はこうした交渉で重要な利害関係を有しており、サービス貿易において実質的なオファーを示すべきである。先進国経済に占めるこの分野の重要性を考えると、サービス市場へのアクセス向上は、途上国に新たな展望を開くことになる。
- (6) 農業問題は依然としてDDAの重要な要素であり、BDRTは農業問題での交渉進展の重要性を改めて表明するとともに、全ての加盟国がバランスのとれた合意を達成するために柔軟性を示すことを奨励する。
- (7) 地理的表示の問題についても、適切に詰めるべきである。
- (8) BDRTは、交渉マンデートのあらゆる要素に及ぶ貿易円滑化に関して意欲的かつ具体的なルールの進展を支持する。BDRTは、その他のシンガポール・イシュー（投資、競争、政府調達の透明性）がDDAの交渉項目ではないことを認識しているが、WTOでこれらのイシューを引き続き取りあげていくことの重要性を強調する。反ダンピングなどのその他のルール問題は、DDAに不可欠の重要な部分であり、効果的な取り組みが必要である。
- (9) キャパシティ・ビルディングに関するものなど途上国の懸念に取組み、市場アクセスなどの面で成果を出し、後発開発途上国が積極的にDDAに参加できるように努力を続ける必要がある。すべてのWTO加盟国はこの点真剣に取り組むべきである。

- (10) BDRTは、WTO加盟国がPascal Lamy氏をWTOの新事務局長として選任したことを歓迎する。Lamy氏は貿易問題において大変経験が豊かで優れた資質の持ち主である。DDAの重要な今の段階において、コンセンサスづくりを行い、WTOを率いていく上で適任である。
- (11) BDRTは、交渉再開が今次ラウンドでの合意達成のために極めて重要であると認識し、DDAでの進展を図るためにEUと日本が緊密にコンタクトをとり立場の調整を続けていくことを奨励する。

現在までの対応状況

- (1) 2001年のドーハ閣僚宣言を受け、ドーハ開発アジェンダ（DDA）交渉に取り組んでいる。同交渉は、農業、非農産品市場アクセス（NAMA）、サービス、アンチダンピングなどのルール交渉、貿易と開発、貿易円滑化などを議論の対象としている。我が国は、市場アクセスのみならず、ルール策定や強化の分野も重視し、バランスのとれた包括的な成果を早期に達成すべく鋭意交渉中である。
- (2) 昨年12月にはWTO第6回閣僚会議が香港にて開催されたが、この閣僚会議では、閣僚会議時点で各国が合意できる点を確認し、本年4月末までに農業・非農産品分野に関して具体的な関税削減方式等に関する各国共通のルール（モダリティ）の確立について合意を目指すこと等で合意した。
- (3) また、我が国は、香港閣僚会議に先立ち、「開発イニシアティブ」を発表することで閣僚宣言の採択に大きく貢献した。これは、貿易を構成する「生産」、「流通・販売」、「購入」の各局面において、様々な支援等を行うものであり、具体的には、LDC産品の市場アクセスの原則無税無枠化やODAを通じた様々な支援等を通じ、今後3年間に貿易・生産・流通インフラ関連分野の協力として今後3年間に100億ドルの資金協力と合計1万人の専門家派遣及び研修生受け入れを行うことを目標としているところである。
- (4) サービス交渉に関しては、香港閣僚会議では中身のある交渉目標、交渉方法及び日程が合意され、新たな複数国間（プルリ）の交渉を如何に効率的に進めるか等につき議論している。ルールに関しても、交渉が強化、加速されることとなった。
- (5) 知的財産権の保護は我が国の産業にとって重要であり、中国を始め、各加盟国におけるTRIPS協定の遵守を注視している。また、昨年G8での総理発言を受けて、模倣品・海賊版拡散防止条約の策定に向けて、関係各国と協議しつつ検討作業に入っている。

今後の見通し

- (1) 香港閣僚会議では、農業及びNAMAに関し、本年4月末までにモダリティを確立し、本年7月までに譲許表の案を提出することを目標とすることなどが合意された。また、サービスに関し、7月末までに第二次改訂オファーを提出すること等が合意された。ルール交渉に関しても、十分早いタイミングで条文テキストを準備することとされた。ドーハ・ラウンドは2006年中の妥結を目指しており、今後の交渉は益々厳しくなることが予想されるが、我が国を含む参加国が野心的かつ各分野間のバランスのとれた成果を達成できるよう積極的に貢献する。
- (2) ジュネーブでの交渉のみならず、首都ベースの接触も含め、交渉の進展に取り組む。先進国のみならず、途上国との協議も十分に行い、有益なインプットをジュネーブに行っていきたい。

- (3) 我が国政府は経団連等との意見交換も含め、頻繁に民間部門との連絡を取ってきた。今後も引き続き民間部門との連携を深めていきたい。

第5ワーキング・パーティ（生命科学/バイオテクノロジー（LS&BT））

3.1. 全体的な提言

BDRT提言

- (1) 2002年に日EU両国においてそれぞれ制定された「LS&BT戦略大綱」の行動計画が両政府の強力なイニシアティブの基で、緊迫感を持って実行が継続されること。また、LS&BTの技術進歩と社会の変化に対応して、この行動計画の見直しが確実に行われること。更にプロジェクト評価機能、省庁間／各国間の連携を強化すること。
- (2) バイオテクノロジー関する教育の強化、国民との交流機会を拡大する『S/BT国民理解の推進計画』の設立を政府主導で推進すること。また、学会がバイオテクノロジーの理解を推進するための重要な役割を果たすことを奨励すること。
 - ① LS&BTの社会的理解と受容の向上のために協力すること。
 - ② LS&BT製品の商業化推進のため、日EU両地域における規制の見直しと統一を行なうこと。
- (3) EUにおけるFramework Program 7や日本における第3次S&T基本計画のような公的研究投資計画の中で、LS&BTへの研究を優先すること。
 - ① 2005年4月のFP7の初期提案に概説されているように、バイオテクノロジー研究の重要性を最終提案にも採択すること。
 - ② 日本政府は、2006年よりスタートする第3次S&T基本計画の中で、LS&BTを最優先に位置付けること。

現在までの対応状況

- (1) 2002年12月にBT戦略会議が策定したバイオテクノロジー戦略大綱は、我が国のバイオテクノロジーに関する国家戦略であり、本戦略のもと、政府一丸となってバイオテクノロジー施策の推進に努力してきたところ。2006年1月のBT戦略会議では、戦略大綱に基づく施策の進捗状況のフォローアップを行い、本戦略における200の詳細行動計画のうち、「完了」が10%、「達成に目途」が32%と、取組が進んでいることが確認された。

また、総合科学技術会議は、2005年度より、「科学技術連携施策群」の取組を開始し、「ポストゲノム（健康科学の推進）」、「新興・再興感染症」などのバイオテクノロジー関連施策の不必要な重複等の府省の縦割りの弊害排除や連携の強化を図っている。
- (2) バイオテクノロジー戦略大綱の一つの戦略は「国民理解の徹底的浸透」であり、この戦略のもと、2003年に、BT戦略会議関係省庁連絡会がバイオテクノロジーに関する情報の開示及び提供を進めるための「バイオテクノロジーに関する国民理解促進に向

けて」を策定。関係府省においては、これに基づき国民理解促進のための諸政策を推進している。

- (3) 2005年12月に総合科学技術会議が取りまとめた第3期科学技術基本計画の基となる答申においては、ライフサイエンスは現行の基本計画に引き続き重点的に研究開発を推進すべき重点推進分野とされたところ。

今後の見通し

- (1) バイオテクノロジー戦略大綱のフォローアップ等を行うためのBT戦略会議開催を今後とも適時開催し、引き続き、政府としてバイオテクノロジー研究開発の推進に向けて取り組んでいく予定。
- (2) 第3期科学技術基本計画の基となる総合科学技術会議の答申では、「社会に支持され、成果を還元する科学技術」を基本姿勢に挙げている。本計画のもと、総合科学技術会議が2006年3月を目途に政府のライフサイエンス分野推進戦略を策定予定であり、遺伝子組み換え作物等への国民理解促進方策についても盛り込む予定。
- (3) 総合科学技術会議が取りまとめた第3期科学技術基本計画の基となる答申を踏まえ、関係省が2005年度末までに第3期科学技術基本計画を策定予定。

3.2. 健康LS&BT

BDRT提言

- (1) イノベーションへの障害を解決できるような、医薬品の評価および価格システムに関する政府と業界の対話の仕組みを確保すること。
 - ①EUと日本において、革新の価値が医薬品の価格に反映されるよう協働すること。
 - ②明確かつ透明で客観性のある指標を基本とした医薬品の評価が実施され、かつメーカーが主張出来る、適切なメカニズムを保証すること。
- (2) 臨床研究への投資を増加すること、また、申請前・後の有意義な審査の実効性ならびに一貫性(完全性)を強めるよう、規制の調和を図ること。
 - ①障害となる規則への取り組み、臨床試験に対する社会の関与、臨床試験に対する基盤整備推進等による支援。政府は研究プログラムの中で臨床研究への投資および開業医向け研究プログラムの確立を優先するべきである。
 - ②国際的な規制の調和を支援することにより、実行可能な日・EU間の規制の調和を推進継続する。日・EU間でワクチンに関する必要な規制を検証する。
 - ③適正かつ容認できる規制を展開することにより、バイオマーカーやサロゲート、予測技術の発展を支援するような、医薬品に関する規制の枠組みの改善を業界と協働する。

現在までの対応状況

- (1) ①新薬の研究開発（R&D）には、多大な時間と費用を要する一方で、成功確率が高いとはいえないことから、良い新薬の恩恵を今後とも国民が享受できるようにするために、将来の研究開発原資が確保されることが不可欠である。
 - ②平成17年12月16日の中央社会保険医療協議会において、薬価算定組織が薬価算定案を決定する前に、補正加算の適用を希望する新薬収載希望者等に対して、直接意見表明する機会を与えること等を含めた「平成18年度薬価制度改革の骨子」が了承された。
- (2) ①平成15年に文部科学省と厚生労働省が共同で策定した「全国治験活性化3ヵ年計画」に基づき、引き続き治験環境の整備を図っている。具体的には国民に対する治験の意義等に関する普及啓発活動を行っている他、医療機関における治験環境整備のための施策として、医療現場において医師等が行う治験のサポート等を行う治験コーディネーターの養成を進め、治験の実施体制の強化に努めているところ。また、治験を含む臨床研究全体を推進するために、厚生労働科学研究費補助金により、臨床研究を担う若手医師や生物統計家等の人材の養成等を行う臨床研究基盤整備推進事業を平成18年度から実施することとしている。さらに、昨年3月に「治験のあり方に関する検討会」を設置し、治験審査委員会（IRB）の質及び機能の向上等について議論を行ってきたところ。なお、平成18年度の「科学技術に関する予算、人材等の資源配分方針」において、基礎研究の臨床への橋渡し研究・治験等の臨床研究等を国が重点的に推進すべき事項としているところ。

- ② ICHの設立以来、厚生労働省はICHの活動を通して新医薬品の薬事規制の調和を促進するとともに、本活動に貢献してきたところ。
- ③ 医薬品の規制に関する枠組みについては、これまでも国内外の製薬産業界との対話の機会を設けている。

今後の見通し

- (1) ① 今後とも、制度を適切に運用していきたい。
- ② 「平成18年度薬価制度改革の骨子」に基づいた運用を行ってまいりたい。
- (2) ① 今後とも、「治験のあり方に関する検討会」の枠組みの中で検討していくなど、我が国における治験環境の整備を図って参りたい。
また、第3期科学技術基本計画の基となる総合科学技術会議の答申では、「社会に支持され、成果を還元する科学技術」を基本姿勢に挙げている。本計画のもと、総合科学技術会議が平成18年3月を目途に政府のライフサイエンス分野推進戦略を策定予定であり、臨床試験・臨床への橋渡し研究の推進方策についても盛り込む予定。
- ② 今後とも引き続き積極的に協力してまいる所存。
- ③ 今後とも引き続き対話の機会を設けていきたい。

3.3. 工業/環境LS&BT(IEB)

BDRT提言

- (1) バイオ製品およびその製造における規制の統一化に向けた推進を奨励すること。
- (2) 産業界がより持続可能な生産プロセスに転換するようインセンティブを提供すること。
 - ① 持続可能な生産プロセスの実施を加速するように、前芸措置や投資優遇措置を講ずること。
 - ② 非常に有望なバイオ技術には、コンセプト証明段階のごく初期から財政的援助を実施すること。
- (3) 米国バイオ・リファイナリーをモデルとして活用し、バイオ化学、バイオ素材、バイオ燃料に関する幾つかのデモ・プロジェクトの立ち上げを支援すること。

現在までの対応状況

- (1) 生分解性プラスチックの基準については、経済産業省（当時通商産業省）が1989年から1999年に実施した生分解性プラスチックの試験・評価方法の開発や、安全性に関する調査に基づき、2000年6月から、業界団体である「生分解性プラスチック研究会（BPS）」が“グリーンプラ（※1）識別表示制度”を制定し、安全性と生分解性を確認した材料のみから構成されるプラスチック製品をグリーンプラ製品として認定し、統一シンボルマーク（※2）により他のプラスチック製品と識別を図っている。なお、2002年度以降は更に認証製品のコンポスト化性に対する基準も制定・運用している。2005年末時点では既に800点を超える製品がグリーンプラマークを取得している。

また、同研究会では、グリーンプラ製品のドイツの認証機関であるIN CERTCO及び米国の認証機関であるBPI(International Biodegradable Products Institute)との間で、試験結果の一部を相互利用する等の連携を2001年12月より始めている。

(※1) “グリーンプラ”とは、生分解性プラスチックの愛称であり、当時の通商産業省、(財)バイオインダストリー協会(JBA)、生分解性プラスチック研究会(BPS)が共催で愛称募集を行い、通商産業大臣賞を受賞したものの。

(※2) グリーンプラマーク



なお、2005年3月25日から9月25日まで開催された愛・地球博では、会場内のテーマレストランやフードコートに2000万点を超えるバイオマス由来生分解性プラスチック製品を導入し、来場者を始めとする消費者の認知度を向上すると共に、製

品の実用化及びリサイクル手法の確立に向けた実証試験を行った。

(2) 経済産業省及びNEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）では、工業プロセスや環境関連分野へのバイオテクノロジーの利用を促進することにより、生物機能を活用した高度モノ作り社会の構築を図りつつ、廃棄物、汚染物質等の生分解・処理技術の高度化を通し、環境に調和した循環型産業システムの創造を図ることを目的とした研究開発プログラム（生物機能活用型循環産業システム創造プログラム）を実施している。

（なお、税制改正全般についての立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。）

(3) 上記（2）のプログラムの中のプロジェクトとして、経済産業省及びNEDOでは、生物機能を活用したバイオマス由来の有用物質生産技術などのバイオ・リファイナリー技術の実用化開発を実施している。

今後の見通し

(1) 現在、生分解性プラスチックの識別表示制度については、JIS（日本工業規格）化の作業が進められており、2009年までを目途に、安全性規格・生分解性規格・コンポスト化性規格・識別表示規格を順次策定予定。

(2) 生物機能活用型循環産業システム創造プログラムにおいて、2010年度を目処に、安全性の確保や生態系の保全を図りつつ、バイオプロセスによって有用物質を生産し、廃棄物や汚染物質を発酵等により処理又は再資源化するという、循環型の産業システムの実現に資する技術基盤の構築とその実用化を図ることを目標としている。

(3) 上記（2）のプログラムにおいて、2010年度までに、バイオマスを原料に高効率で糖化し、糖から高効率で各種化成品の基幹物質を生産するバイオプロセス体系（バイオリファイナリー技術）を構築することを目標としている。

34. 植物LS&BT

BDRT提言

日本においては国、ヨーロッパにおいてはEU、それぞれの現存する法令の枠組みに則って、組み換え作物の規制が行われるよう徹底すること。

- ①日本国政府は、遺伝子組換え技術が農業の革新に必要なものであるとの認識を地方公共団体と共有し、両者が一体となって革新的な新技術の利用を進めること。
- ②日本国政府は、国によって安全性が確認され国内での栽培および利用が承認された組換え作物については、地方公共団体の条例・指針等によって、その利用が規制・遅延・制限されることをなくすこと。
- ③日本国政府は、消費者や生産者の不安に対しては、組換え作物に対する正しい理解と普及のために、国を挙げた総合的な国民理解活動を計画し、推進すること。

現在までの対応状況

バイオテクノロジー戦略大綱の一つの戦略は「国民理解の徹底的浸透」であり、この戦略のもと、2003年に、BT戦略会議関係省庁連絡会がバイオテクノロジーに関する情報の開示及び提供を進めるための「バイオテクノロジーに関する国民理解促進に向けて」を策定。関係府省においては、これに基づき遺伝子組み換え作物の理解促進のための諸政策を推進している。

今後の見通し

第3期科学技術基本計画の基となる総合科学技術会議の答申では、「社会に支持され、成果を還元する科学技術」を基本姿勢に挙げている。本計画のもと、総合科学技術会議が2006年3月を目途に政府のライフサイエンス分野推進戦略を策定予定であり、遺伝子組み換え作物等への国民理解促進方策についても盛り込む予定。

第6 ワーキング・パーティ（持続可能な発展）

35. 京都メカニズムの効果的利用

BDRT 提言

CDM(クリーン開発メカニズム)および JI(共同実施)などの京都議定書で認められた京都メカニズムは、国際協調のための重要な枠組みであり、このメカニズムを効果的に活用することにより地球規模での GHG 排出削減を促進できる。特に CDM は、先進国が途上国に対してエネルギー効率の高いインフラ投資を行うことにより途上国における GHG 排出削減に貢献し、費用的にも国内の対策費用よりも安価である。従い、この枠組みを単なる補完的イニシアチブにとらえることなく、積極的に促進していくべきである。また、両当局は、京都メカニズムの積極活用を政策として明確化し、産業界がこのメカニズムを積極活用しやすいような国際的に整合性のとれた会計や税制インセンティブなどの制度を確立するべきである。

現在までの対応状況

- (1) 2001年に第一回 CDM 理事会が開催された。
- (2) 同理事会におけるプロジェクトの方法論策定や事業登録基準策定等に時間を要し、世界初のクレジットが発行されたのは(1)から4年経った2005年10月であった。
- (3) 2005年末のモントリオールで開催された京都議定書第一回締約国会議(COP/MOP1)において、CDM を世界的に促進するため発足した、我が国主導の「CDM の将来」(“Future CDM”)等積極的な働きかけにより、CDM の更なる推進に向けた具体的な改善策、具体的には、省エネ促進、小規模 CDM の定義の見直し、炭素回収・貯留プロジェクトを CDM とすることについての具体的な検討の開始等が決定された。また同会議において、審査の迅速化などをねらいとする CDM 理事会・事務局の機能強化のための方策が決定された。

今後の見通し

- (1) 上記(3)により、小規模 CDM の定義の見直しプロセスが開始され、平成18年末の京都議定書第二回締約国会議(COP/MOP2)において最終決定される予定。また、これまで方法論がわずかしか存在しないために大きな排出削減ポテンシャルを有しながら殆ど実施されていなかった省エネのCDMプロジェクトが促進される模様。
- (2) 我が国主導でCDM制度の改善を目指す“Future CDM”等国际イニシアチブを更に推進し、CDM制度の改善に向けたCDM理事会への働きかけも行っていく。
- (3) COP/MOP1で新しく設置された共同実施(JI)に関する第6条監督委員会では、CDM理事会で培われた知見をベストプラクティスとして活用しつつ、早期に詳細な実施規定を整備していく方向である。

3.6. ポスト京都の枠組み

BDRT 提言

- (1) ポスト京都の枠組み(2013年以降)には、米国、中国、インドなどの排出大国の参画が不可欠である。これは、地球規模でのGHG排出削減のためだけでなく、日・EU産業界の競争力確保にとっても重要なことである。そのためには、これらの国々の参画を促すことができる京都議定書とは異なる目標設定を検討すべきと認識している。現在の国別目標値設定に代えて、国境を越えた、主要な部門別・セクター別エネルギー効率や排出原単位ベースでの目標値を設定することがひとつの方法であると考ええる。
- (2) 我々は、日EUの当局同士及び当局と民間のパートナーシップも含めたGHG排出削減のための技術開発が重要であると認識している。欧州委員会と日本政府はポスト2013交渉の対象にこの技術開発を含めるよう共同で働きかけるべきである。

現在までの対応状況

- (1) 2005年2月16日に、京都議定書が発効した。
- (2) 2005年末のモントリオールCOP/MOP1において、将来の行動について、
(イ) 条約プロセスの下で、全ての国の参加による長期的協力のための行動に関する対話の開始
(ロ) 議定書第3条9に基づく、先進国の更なる約束に関する検討の開始と手順
(ハ) 議定書第9条に基づく、議定書レビューの準備手続き、の3点が合意された。
- (3) この他、グレンイーグルズG8サミット(2005年7月)、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ(APP)(2005年7月発足、2006年1月閣僚会合)、第4回「気候変動に対する更なる行動」非公式会合(2005年10月)等様々な場において、2013年以降の将来枠組みについての対話が行われた。

今後の見通し

- (1) わが国は、次期枠組みは、すべての国がその能力に応じ排出削減に取り組むことを可能とするとともに、主要排出国による最大限の削減努力を促す実効ある枠組みとすることが重要との立場である。また、大幅な削減には既存技術の普及・革新技術の開発が鍵であると考えている。
- (2) 今後、COP合意に基づき設置される長期的協力のための行動に関するワークショップ等への積極的参加及び第5回「気候変動に対する更なる行動」非公式会合の開催等を通じて、特に主要排出国が地球温暖化に対処する取組に参加するよう求めていく。
- (3) また、今後のAPP会合等を通じて、気候変動に関して官民が協力して技術革新及び移転に努め、この成果のうち気候変動枠組条約の締約国間で共有することが有益と考えられるものについては、積極的に情報提供を行い、次期枠組みや将来の行動に関する対話の進展にも貢献していく。

37. インパクト・アセスメント

BDRT 提言

物質や製品がもたらす影響に関する評価は、経済・社会・環境の観点を含んだ包括的な方法で行うべきである。影響に関する評価を行う時はどんな場合でも、GHG 削減に限らず、当局はライフサイクル・アセスメントおよびフル・バリューチェーン・アセスメントの双方、あるいはいずれかの方法を採用することが重要である。

現在までの対応状況

LCA（ライフサイクル・アセスメント）手法（インベントリ分析、環境影響評価手法等）を開発・確立するとともに、収集したインベントリデータ等をデータベースとしてウェブ上で公開し、産業界へのLCA手法の普及と、環境調和型製品の開発等を促進させている。さらに、LCA手法を広く社会に普及・定着させるため、個別製品、3R、地域産業等におけるLCA研究を実施し、LCA手法の実施手引書を作成しているところ。

LCAについては、グリーン購入法の基本方針において、特定調達品目の基準の作成に係る基本的考え方として、ライフサイクル全体にわたる多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいと定めているところであり、毎年度の基準の見直し等に際し、この方法を採用している。

今後の見通し

産業界におけるLCA手法の活用を普及促進するための取組をすすめていく。

38. 省エネルギー製品・サービスの開発と全世界への普及

BDRT 提言

基本的考えの中でも述べたように、日EUの産業界はGHG排出削減のために既に相当な努力をしてきており、既存技術による抜本的な削減の余地は限られている。しかしながら我々は、産業界及び国民が当局の支援を仰ぎながら下記の施策を実行することにより、GHG削減のポテンシャルがあると認識している。

- ① トップランナー方式による、エネルギー効率のより高い電気機器・エレクトロニクス機器を普及させること
- ② 高い生産・物流効率、電子商取引の普及など、IT社会の可能性をフルに実現すること
- ③ 高性能断熱材による省エネ事務所・省エネ住宅を普及させること
- ④ 低燃費自動車を普及させること

現在までの対応状況

昨今のエネルギーを巡る諸情勢を踏まえ、エネルギー使用の合理化を一層進めるために様々な措置を講じている。

- ① エネルギー効率のより高い機器の導入・普及を促進するため、JIS規格により省エネルギーラベリング制度を構築し、トップランナー方式により定めた基準を達成した機器の普及を図っている。さらに、省エネ型製品普及優良店制度を設け、省エネ機器の積極的な販売に取り組んでいる小売事業者の評価・公表等を行い、小売事業者による省エネ機器の積極的な販売を促進している。
- ② 荷主企業と物流事業者の連携・協働による効率的で環境負荷の小さい物流の実現を促進している。そのために「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」や「グリーン物流パートナーシップ会議」を活用した高度のロジスティクス機能を有する物流施設の設置や、国際標準に準拠した電子タグをはじめとした情報通信技術の普及等を図っている。
- ③ 省エネ法に基づき、一定規模以上の建築物（住宅を除く。）については、建築主に対し、新築・増改築時に、一定水準の省エネ措置を講じる旨行政庁に届出を行う義務を課している。更に、オフィスビル等の建築物について、ESCO事業等の活用による高効率設備の導入や、ITを活用したビル用エネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入を支援するほか、住宅について、空調や換気装置等の高効率機器の導入や断熱リフォームの実施等、高効率エネルギーシステムの導入を支援している。
- ④ 自動車単体の対策として、ガソリン乗用車等について省エネ法に基づくトップランナー基準を導入しているところ。また、トップランナー基準適合車等の燃費性能に優れた自動車や電気自動車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車の普及促進のため、補助制度、低利融資制度、自動車グリーン化税制等を実施している。

今後の見通し

- ① トップランナー方式により定めた基準の見直しや、対象機器を拡大し、更なる機器の省エネ対策を実施するとともに、省エネルギーラベリング対象機器についても拡大することにより、普及促進対策を実施する。
- ② 「総合物流施策大綱（2005－2009）」の目標を着実に実現するため、荷主企業と

物流事業者の連携・協働による効率的で環境負荷の小さい物流の実現を促進する。加えて、本年4月1日施行の改正省エネ法に基づき、一定規模以上の輸送事業者、荷主に対し、省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量等の報告の義務付けを行う。

- ③省エネ住宅の普及に関しては、改正省エネ法により、新築・増改築時に加え大規模な修繕の際にも省エネ措置の届出を義務づけるとともに、住宅についても建築物と同様の届出の義務付けを行う。また、建材についても、断熱性に係る品質の向上及び品質の表示に関して、製造事業者に加え、新たに加工事業者・輸入事業者を対象に加えるなど、対策の強化を図っており、今後、これらを含む改正省エネ法の着実な推進により、更なる省エネルギー対策を講じていく。
- ④燃費性能に優れた自動車の普及促進に関しては、補助制度、低利融資制度及、自動車グリーン化税制等の適用範囲等を適切に見直し、今後とも普及促進に努めていく予定。また、トップランナー基準の対象として、新たに3.5トン超のトラック・バス（重量車）を追加する予定。

39. 国民の啓発と当局による主導

BDRT 提言

温室効果ガスの排出削減のためには、当局、産業界、国民一般が参画して共に努力を重ねることが重要である。産業界は自主的取組みによってCO²排出量を増加させないよう懸命に取り組んできている。産業界のCO²排出量はほぼ一定であり、いくつかの部門では削減もされてきている。しかし家庭からの二酸化炭素排出量は大幅に増加している。従い、この部門の排出量を削減することが特に必要であり、国民が個人レベルで GHG 削減に向け取り組むような教育・啓発活動が必要である。また国民/地域社会のモデルとして、当局が率先して取り組むことも重要である。

現在までの対応状況

政府は、国民一人ひとりの具体的な温室効果ガスの削減行動へ結びつけ、ライフスタイル・ワークスタイルを変革させることを目的とした地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」を平成17年4月に発足させた。この活動を中心に、経済界を始めとする各界と連携しながら、テレビ・新聞・雑誌・ラジオなどを有機的に用い、「クールビズ」や「ウォームビズ」を始めとする具体的な温暖化防止行動を促す集中キャンペーンを展開している。

また、小中学生の地域における環境保全活動を支援するための「こどもエコクラブ事業」、家庭における環境保全活動を支援する「我が家の環境大臣事業」、GHG削減のための学校エコ改修及びその校舎を活用して地域ぐるみの環境教育を促進する「学校エコ改修・環境教育モデル事業」等を実施している。

今後の見通し

引き続き「チーム・マイナス6%」等の現行の活動を中心に、国民一人ひとりの具体的な温室効果ガスの削減行動へ結びつけ、ライフスタイル・ワークスタイルを変革する。

40. エネルギー源の多様化

BDRT 提言

中・長期的観点からすれば、原子力エネルギー、風力・太陽光・バイオマスなどの再生可能エネルギー、水素エネルギー、あるいはその他の化石燃料の代替となるエネルギーに関する技術開発を推進することが必要不可欠である。再生可能エネルギーはコスト削減および出力の安定化が必要である。水素エネルギーは電力源、および燃料電池として非常に大きな可能性を持っているが、生産時の二酸化炭素排出ならびに保管・輸送時の安全性確保などの大きな課題がある。これらの課題解決には、産業界と当局が共同で開発を推進することが重要である。また、二酸化炭素の回収・貯蔵技術の開発も進めるべきである。我々は、欧州委員会と日本政府の協同も含めた政府のイニシアティブを要求する。

現在までの対応状況

昨今のエネルギーを巡る情勢を踏まえ、厳しさを増す資源制約、環境制約と経済成長との両立を図るため、戦略的にエネルギー技術開発を進めているところ。

- ・原子力エネルギーについては、今後とも基幹電源として推進していくために、産業界と連携しつつ、核燃料サイクルを含めた原子力技術開発に取り組む。なお、こうした取組にあたっては、GIF（第四世代原子力システムに関する国際フォーラム）等の国際協力の場も積極的に活用する。
- ・風力・太陽光・バイオマスなど再生可能エネルギー、水素エネルギー、あるいはその他の化石燃料の代替となるエネルギーについては、エネルギー源の多様化に資するとともに、地球温暖化対策の観点からも重要であり、コスト低減や出力の安定化等の課題などの解決に向けた技術開発を行うことによって、一層の推進に努めている。
- ・水素エネルギーについては、日本国内の研究機関のほか、国際共同研究としてEU内の研究機関（平成17年度において3ヶ国3機関）とも協力しながら、水素製造の高効率化など課題解決に向けた研究開発に取り組んでいる。
- ・水素の保管・輸送時の安全性確保については、FCTESTNET（Fuel Cell Testing and Standardization Network）、CUTE（Clean Urban Transport for Europe）などEUのプロジェクトとも協力しながら、国内外の基準・標準の確立に努めている。
- ・二酸化炭素の回収・貯蔵技術の開発については、我が国で同技術分野の中核的研究機関である財団法人地球環境産業技術研究機構等を通じて、多くの民間企業の参加も頂きながら技術開発を積極的に進めているところである。

今後の見通し

今後とも、原子力を推進するとともに、新エネルギー源ごとの特性や課題に応じて支援策拡充を図るなど、新エネルギーの導入に向けて産学官が連携して全力で取り組んで参りたいと考えている。

税制関連提案について

税制改正については、毎年の税制改正プロセスにおいて、各省庁から税務当局に出された要望・意見について、経済情勢や財政事情等を勘案しつつ、政府・与党の税制調査会の議論を踏まえ決定されるものであり、BDRTのご提案を含め各層の意見等については、各省庁が税制改正要望を作成する際に、参考とされ、毎年の税制改正に反映されてきたところ。

第7回日 EU BDRT 本会合の提言においては、

- 第1ワーキング・パーティ（貿易・投資）
 - 2. 投資の成果に対する保障
 - 4. 企業の安定した法的地位の確立および、事業再編の支援（法制・税制上の観点）
 - 8. 海外投資を支える法制・税制の近代化
 - 18. 外国税額控除制度の改正
 - 19. CFC 税制（タックス・ヘイブン税制）の改正
- 第2ワーキング・パーティ（会計・税制）
 - 21. 税制
- 第5ワーキング・パーティ（生命科学/バイオテクノロジー（LS&BT））
 - 33. 工業/環境 LS&BT（IEB）

の各項目において税制関連提案がなされているが、適当と考えられる要望については、ビジネス環境改善の観点から参考とさせていただきたい。

なお BDRT のご提案のうち、例えば「2.（1）二重課税の防止」については、我が国は、2003年に全面改定した日米租税条約に続き、国際的な投資交流の促進の観点から2006年2月に英国との間で現行の租税条約を全面的に新しくする新条約への署名を行った。新条約は、日米租税条約と同様に、投資所得（配当、利子及び使用料）の支払いに対する源泉地国課税を大幅に軽減し、また、こうした減免措置の拡大と併せ、租税回避の防止のための措置をとることとしている。

この他に現在、オランダ及びフランスとの間で租税条約の改正交渉を進めており、今後必要に応じ、欧州諸国との間で交渉を進めていく方針である。